



子ども・教育

妊 娠

母子健康手帳

問 健康推進課健康増進係 ☎03-5803-1961

妊娠された方は、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、区民サービスコーナーへ妊娠届を提出すると、「母子健康手帳」「母と子の保健バッグ」が交付されます。

ネウボラ面接(妊婦面接)

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1807
保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106
健康推進課健康増進係 ☎03-5803-1961

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくために、保健師・助産師が妊婦の方全員と面接し、情報提供と必要に応じたサポートを行います。また、育児用品などが入った育児パッケージを渡しています。面接後、出産応援ギフト(国の出産・子育て応援給付金)を申請できます。

不妊治療

問 健康推進課健康増進係 ☎03-5803-1961

東京都特定不妊治療費(先進医療)助成を受けた方に対し、1回あたり5万円を限度に助成します。また、先進医療を含む全額自己負担となる治療を受けた方に対し、1回あたり10万円を限度に助成します。
※その他融資あっせん・利子助成制度あり

子育てガイド

掲載内容

主に妊娠期から小学校入学までの保健・医療・福祉の各種制度や相談窓口・保育施設の案内等の子育て支援に関する情報

無料配布

- 母子健康手帳の交付時に配布(「母と子の保健バッグ」に同封)
 - 転入した方で、母子健康手帳をお持ちの方や就学前のお子さん(令和5年度版見本)がいる方に配布
- ※区ホームページにも掲載

販売

1冊310円(行政情報センター)

問 子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288



(令和5年度版見本)

出 産

出産育児一時金

問 国保年金課国保給付係 ☎03-5803-1193

国民健康保険の加入者が出産したとき、世帯主に支給します。妊娠85日以上(医師の証明書が必要)でも支給します。なお、出産した方が国民健康保険に加入する前の健康保険に本人として1年以上加入し、資格喪失後6か月以内の出産の場合は、前の健康保険から支給を受けることができます。申請期間は出産日の翌日から2年間です。
※詳細は出産を予定している医療機関等へ

入院助産

問 生活福祉課母子父子・女性支援担当 ☎03-5803-1915

出産費用を支払うことが困難な妊産婦(要件あり)に対し、助産施設においての出産費用に関する援助を行います。

こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1807
保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106
健康推進課健康増進係 ☎03-5803-1961

生後4か月までの全てのお子さんのご家庭を、助産師又は保健師が訪問します。お子さんが生まれたら、出生通知票を提出してください。訪問後、子育て応援ギフト(国の出産・子育て応援給付金)を申請できます。

健 診

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1805
保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106

定期的な健康診査を行っています。日時・方法などは対象者に送付する通知をご確認ください。

	対 象	内 容
妊婦健診	妊娠の届出をした方	血圧測定、尿検査など
	4か月児	健康診査、保健指導など
乳幼児健診	6・9か月児	健康診査など
	1歳6か月児	歯科健診・心理相談など
	3歳児	歯科健診・健康診査など

その他の健康診査

経過観察健診・乳幼児発達健診、アレルギー相談などを予約制で実施しています。

※その他、母と子のための学級・相談あり。詳細は区報等を参照

保育・子育て支援等

事業名	内容	問合せ
宿泊型ショートステイ事業	産後4か月未満で体調不良や育児不安等がある産婦と乳児に対し、助産院等で産後の心身ケアと育児技術の習得支援等を実施 ※妊娠8か月(28週)以降、管轄の保健サービスセンター窓口にて事前登録が必要	保健サービスセンター ☎03-5803-1807 保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106
保育園 区内保育園  P33	保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする児童を保育 ※所定の受付期間に申込を受付、選考により入園を決定	
幼稚園 区内幼稚園  P32	区内在住の3～5歳児を対象に保育 ※毎年11月初旬～翌年度4月に申込を受付、詳細は各幼稚園へ ※在園児を対象に、8:00～9:00及び教育課程終了後～18:00まで保育あり(預かり保育)	幼児保育課入園相談係 ☎03-5803-1190
幼保一元化施設・柳町こどもの森	就学前の乳幼児期を対象に、1～5歳児を一貫した方針に基づき、発達段階に応じた教育・保育を柳町幼稚園・柳町保育園で実施	
緊急一時保育事業	保護者や家族の病気、出産などにより一時的に保育に困る家庭の就学前児童を預かり、保育	幼児保育課幼児保育係 ☎03-5803-1189
リフレッシュ一時保育事業	緊急一時保育事業の定員に空きがある場合に、利用要件を問わず就学前児童を預かり、保育	
一時保育事業	満1歳～小学校就学前の子どもを一時的に預かり、保育 ※事前登録が必要	
子どもショートステイ・トワイライトステイ事業	保護者が入院や出産、就労等の理由により、一時的に子どもを自宅で保育することが困難になったときに、区が指定する福祉施設で夜間の時間帯又は泊まりで子どもを預かり、保育	子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288
病児・病後児保育事業	区内在住で、病中又は病後回復期にあり、家庭で保育できない生後4か月～小学3年生の子どもを一時的に預かり、保育 ※事前登録が必要	
育成室 区内育成室  P35	保護者の就労や疾病などで昼間家庭で適切な保護を受けられない小学1～3年生の児童を、下校時～18:30(土曜は8:30～17:00)に保育 ※申込は電子申請又は各育成室で受付 ※配慮が必要な児童は6年生まで延長可	児童青少年課児童係 ☎03-5803-1188
ファミリー・サポート・センター事業	区内在住の生後4か月～おおむね12歳以下の子どもの保育施設・学校等の送迎等	社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター ☎03-3812-3043

子どもの手当・助成等

手 当

問 子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288

いずれの手当・助成も所得制限があります。

事業名	内容	手当額
児童手当	中学校修了前(15歳到達後最初の3/31まで)の児童の養育者に支給	3歳未満の児童 月額15,000円 3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生の児童 月額10,000円 所得制限限度額以上 月額5,000円 ※所得制限あり
育成手当	離婚等(父又は母の死亡・重度の障害・生死不明等)により、ひとり親家庭等に養育されている18歳到達後最初の3/31までの児童の養育者に支給	月額13,500円 ※所得制限あり
児童扶養手当	離婚等(父又は母の死亡・重度の障害・生死不明等)により、ひとり親家庭等に養育されている18歳到達後最初の3/31までの児童の養育者に支給(中度以上の障害がある場合は20歳まで) ※公的年金(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)を受けている場合は併給制限の対象(所得により支給手当額を決定)	児童1人 月額10,410～44,140円 児童2人 月額15,620～54,560円 以降1人につき3,130～6,250円加算(改定の場合あり)
障害手当	心身に一定程度以上(愛の手帳1～3度、身体障害者手帳1・2級、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症)の障害のある20歳未満の児童の養育者に支給 ※心身障害者等福祉手当との併給は不可	月額15,500円 ※所得制限あり
特別児童扶養手当	身体障害者手帳、愛の手帳1～3級(度)程度の障害又は左記と同程度の精神障害・疾病がある20歳未満の児童(施設に入所している児童は除く)の養育者に支給	1級 月額53,700円 2級 月額35,760円 ※所得制限あり

助成等

事業名	内容	問合せ
子ども医療費助成	子ども医療費助成(乳・子・小児医療証) 高校生相当年齢までの子ども(18歳到達後最初の3/31まで)が医療機関にかかった場合、保険診療による医療費の自己負担分を助成(所得制限なし)	子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288
認可外保育施設等の保育料補助	認証保育所又は認可外保育施設に通っている園児の保護者に補助金を支給(「保育の必要性」の認定等要件あり)	幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 ☎03-5803-1823
国立・私立幼稚園等園児の保護者負担軽減補助	国立・私立幼稚園及び幼稚園類似の施設に就園している園児の保護者に施設等利用費等を支給(「子育てのための施設等利用給付認定」等要件あり)	
ベビーシッター利用料助成制度	未就学児の保護者及び小学1～3年生の病児・病後児の保護者が、一時的にベビーシッターによる保育サービスを利用したときに、利用料の一部を助成	
おうち家事・育児サポート事業	満3歳未満の子どもがいる家庭(多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度対象家庭を除く)に「おうち家事・育児サポート券」を交付し、区が指定した事業者の家事・育児サービスを一定の負担で利用できる事業	子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288
多胎児家庭サポーター事業利用料助成制度	満3歳未満の多胎児がいる家庭が、ベビーシッター・家事支援・産後ドゥーラのサポートを利用したときに、利用料の一部を助成	
子育て支援事業利用料等助成制度	前年度住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯が子育て支援サービスを利用したときに、利用料等の一部を助成	

学校教育

小・中学校 新入学 区内の小・中学校 ☎P32

☎学務課学事係 ☎03-5803-1295

入学する年の初めに就学通知書を送付します。小学校は住所によって就学先を指定しています。中学校は入学する中学校を選ぶことのできる学校選択制度を実施しています。秋に、小学6年生の保護者に希望校調査票を送付します。

就学通知書が届かないとき、国・都・私立の小・中学校に入学するとき、外国籍の方で、区立小・中学校への入学を希望する場合は申し出てください。

小・中学校 転入学

☎学務課学事係 ☎03-5803-1295

住民登録異動手続後、前の学校で発行の在学証明書、教科書給与証明書をご持参ください。

特別支援学級

☎教育指導課特別支援教育担当 ☎03-5803-1298

固定制の特別支援学級は小学校に8校(知的・情緒)、中学校に5校(知的・情緒)あります。通級制の特別支援学級は小学校に1校(難聴・言語学級)あります。また、全小・中学校に特別支援教室(発達障害等)があります。

青少年委員

☎教育総務課地域教育支援担当 ☎03-5803-1306

小学校区20人、中学校区10人の計30人の青少年委員が、学校と地域をつなげる役割を担い、青少年の健全育成を目的とした活動を行っています。

就学援助・貸付等

事業名	内容	問合せ
就学援助	経済的な理由で就学することが困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等の経費の一部を援助(所得制限あり)	学務課学事係 ☎03-5803-1295
文京区奨学資金給付金	経済的理由で高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校又は専修学校の高等課程への進学、又は在学が困難な生徒を対象とした給付金(給付要件あり) ▶ 給付金 国公立=60,000円 私立=100,000円 (入学時の1回に限り、一括して給付)	教育総務課庶務係 ☎03-5803-1291
私立高校等入学支度資金融資あっせん	私立の高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する児童・生徒の保護者が経済的に困りの場合に、支度金の取扱金融機関による融資をあっせんする制度(要件あり) ▶ 融資額 40万円(利子・保証料は区が負担) ▶ 返済方法 6か月据え置き後40月以内の元金均等返済	
緊急支援奨学資金(私立中学校)	私立中学校に通う生徒の保護者が、家計の急変等により学費の支払が困難になった場合に貸付(貸付要件あり) ▶ 貸付額 月額29,000円(無利子) ▶ 返済方法 貸付終了後9年以内で月賦償還	
東京都育英資金	高等学校・専修学校(高等課程)又は、都内にある高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学し勉強意欲のある生徒に貸付(生徒と保護者が都民である等貸付要件あり)	東京都私学財団育英資金担当 ☎03-5206-7929
私立学校入学支度金	都内に居住し、入学支度金制度がある都内の私立の高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校又は専修学校高等課程(三年制)に入学する生徒の保護者に、入学時に必要な費用のうち25万円を無利息で、入学先の学校が貸付(貸付要件あり)	東京都私学財団入学支度金担当 ☎03-5206-7928
奨学金の貸付	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)に進学又は在学する学生・生徒に貸付(貸付要件あり)	日本学生支援機構(旧日本育英会) (申込:在学する学校へ)
教育支援資金	高校・高専・短大・大学・専修学校に進学又は在学する生徒のいる低所得世帯に貸付	社会福祉協議会地域福祉推進係 ☎03-5615-8017
学習塾等受講料貸付金	年度の4月から受験までの学習塾等の費用の貸付	
受験料貸付金	対象となる学校の受験料の貸付	

親子交流の場

ぴよぴよひろば(親子ひろば) ぴよぴよひろば ☎P38

問 子ども家庭支援センター ☎03-5803-1398

保護者と3歳未満の子どもが遊びながら、他の親子との交流や情報交換を図れる場所です。

子育てひろば(地域子育て支援拠点) 子育てひろば ☎P35

保護者と就学前の乳幼児が、一緒に安心して遊びながら、楽しい一時を過ごす施設です。専門指導員が常時勤務しています。「子育て」についてお気軽にご相談ください。

児童館 区内の児童館 ☎P35

問 児童青少年課児童係 ☎03-5803-1188

遊具や図書を備え、心身ともに健康に育つよう、指導員が援助・指導しています。乳幼児・小学生～高校生が登録後、利用できます。(乳幼児は保護者同伴で、幼児クラブ等、午前中に利用)

▶ 開館時間 月～土曜、午前10時～午後6時(正午～午後1時を除く、土曜は午後5時まで)
※祝日を除く

まるごと子育て応援事業

問 スポーツ振興課 ☎03-5803-1850

未就学児と区内在住・在勤の保護者を対象に後楽公園少年野球場や六義公園運動場を遊び場として開放します。

後楽公園少年野球場 ☎P32

▶ 開放時間 水曜午前9時～午後1時

六義公園運動場 ☎P32

▶ 開放時間 金曜午前9時～正午

※天候や大会等により、中止となる場合あり
※初回利用時に登録が必要

教育センター

問 教育センター ☎03-5800-2591

子どもの教育に関する悩み・心配事のご相談や、児童・生徒を対象に自然科学教室等を行っています。